

交渉(全労働京都支部)議事概要(令和元年7月22日)

京都労働局長(当局)は、令和元年7月22日(月)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

「給与制度の総合的見直し」、退職手当の削減など職員の処遇が改悪される中で、住居手当や地域手当などの諸手当の改善を図るとともに、同一労働同一賃金の観点から、非常勤職員の処遇改善を図ること。

【当局】

退職手当の支給割合の見直しや諸手当の見直しは、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものと認識している。

職場の実情や職員の給与の支給実態、生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう関係機関に要望を伝えていきたい。

2 【全労働京都支部】

職場の実態に即した労働行政の体制を確保するためには、行政の専門性を維持継承する上で必要な職場体制の確保に向けた方針を示し、所要の対策を講じること。

【当局】

働き方改革を推進するためには、行政サービスを低下させずに円滑な行政運営を進める必要があることから、厳しい職場実態を関係各部署に訴え、労働行政の体制確保に最大限の努力を行いたい。

3 【全労働京都支部】

ハローワークは「窓口での対面相談」が職業相談の原則であることに鑑み、求人情報のオンライン化等によりハローワークの役割・意義を果たすための適切な処置を講じること。

【当局】

ハローワークを必要とする利用者に対し、積極的かつ的確な情報提供や担当者制の推進による職業相談、就職支援の充実など、「ひと対ひと」の取組を展開し、「良質かつ多様で安定的な労働市場の実現に寄与するハローワーク」を目指していくこととしたい。